身近に潜む誘惑にご注意ください

こんな相談が寄せられています

間市消費生活センター (商工課内)

44-3174

市消費生活センターに寄せられた事例から、被害に遭わないためのポ んをターゲットにした電話勧誘に関する相談や被害が増えています。 イントを学びましょう。 ちょっとした心のすきを狙い、次々と新しい手口で近づいてきます。 多様化・巧妙化する悪質商法。高齢者だけでなく、団塊世代の皆さ



劃 1 必ず儲かりますと 勧められて…

まいました。 ら配当は滞り、連絡も取れなくなってし まれていましたが、半年経過したころか てしまいました。最初はきちんと振り込 うまい話はないと思いましたが、出資し 当がもらえると勧められました。そんな 100万円投資すれば、毎月5%の配

→「高配当」「元本保証」をうたってい ばきっぱり断りましょう。 ても約束されたものではありません。 出資の内容に少しでも不明な点があれ

事例 2 いくら払っても 借金が減らない…

なくなったので、別のサラ金で借りて返 しまいました。 しましたが、雪だるま式に借金が増えて サラ金でお金を借りました。返済でき

> ・借金の多重債務は大変危険です。すぐ に市消費生活センターへ相談してくだ

事例3 無料ブレゼントを もらいに行って…

お店の宣伝のため

最後に高額な健康マットレスを勧めら ティッシュをもらい ました。ハンガーや 誘われて会場へ行き 商品を無料で配ると →これは催眠(SF) 商法といい、販売 に解約できます。 な商品を契約させるものです。クーリ 目的を隠して、会場に人を集め、高額 ング・オフの手続きをすれば、無条件 断り切れず契約してしまいました。

は除く) の午前9時30分~午後4時 ンター(月〜金曜日(祝日・年末年始 でも変だなと思ったら、市消費生活セ 容や契約書をしっかりと確認し、契約 さい。もし、契約する場合は、契約内 へご相談ください。 する前に誰かに相談しましょう。少し うまい話は、まずないと思ってくだ 44-3174

「しまった…」 と思ったら クーリング・オフの手続きを!

販売などで契約してしまった場合でも、 けではありません)。 制度です(すべての契約が解約できるわ 一定期間内であれば無条件で解約できる クーリング・オフは、電話勧誘や訪問

手続きの方法

8日以内にはがきなどの書面で契約相手 した日(契約書面を受け取った日)から に契約の撤回を通知します。 電話勧誘や訪問販売などの場合、

き、送付した証拠が残るよう郵便局窓口 文書は保管のため内容をコピーしてお

合は、	でしまった	ーンを組ん	しょう。ロ	で郵送しま	記録郵便」	にて「配達
販売店名(2) 担当者(2) 申込(契約日) 平成()年(月)日		契約者名 0000		→ ○○○○株式会社(本社) → ○○○○株式会社(本社) → ○○○○		

同様に書面 販会社にも 7 契約金額 〇〇〇円 契約を解約)します。 右記日付の申し込みは撤回(または 販売店住所·電話番号 〇〇〇〇 平成〇年〇月〇日

で通知し

ください。